

○不動産の登記事項証明書の交付請求書等に旧氏を記載することは
できますか？

(全1頁)

下記の請求書の請求人欄の氏については、戸籍上の氏のみを記載すること以外
に、旧氏のみを記載することや、戸籍上の氏と旧氏とを併記することも可能です。

記

- 登記事項証明書交付請求書／登記簿謄本・抄本交付請求書
- 地図等・地積測量図等の証明書交付請求書／地図等・地積測量図等の閲覧請求書
- 登記事項要約書交付請求書／閲覧請求書

※ 以下のみなし不動産登記簿等も含みます。

立木、工場財団（工場抵当法第3条目録を含む。）、鉱業財団、漁業財団、
港湾運送事業財団、観光施設財団、道路交通事業財団、船舶及び製造中の船舶、
農業用動産抵当、建設機械、鉱害賠償登録、自動車交通事業財団並びに夫婦財
産契約に関する登記簿、目録、図面、信託目録並びに共同担保目録（土地及び
建物に係る信託目録及び共同担保目録を除く。）並びに電子情報処理組織によ
る取扱いに適合しない土地の登記簿